

令和 8 年度 旧臼田小学校解体工事 現場説明書		
1.	工 事 名 称	令和 8 年度 旧臼田小学校解体工事
2.	敷 地	佐久市臼田 2 6 4 番地 3
3.	工 事 概 要	
	解 体 工 事	旧臼田小学校解体工事一式 ・北校舎解体 鉄筋コンクリート造 2 階建 A = 1, 4 6 5 m² ・西校舎解体 鉄筋コンクリート造 2 階建 A = 1, 4 0 4 m² ・中校舎解体 鉄筋コンクリート造 2 階建 A = 1, 2 9 3 m² ・南校舎解体 鉄筋コンクリート造 1 階建 A = 4 1 9 m² ・第一屋内運動場 鉄骨造 1 階建 A = 6 2 1 m² ・渡り廊下、付属棟ほか A = 5 0 7 m² ・プール解体ほか一式
4.	支 払 条 件	令和 8 年度（令和 9 年度繰越）事業
5.	本工事と並行して進む別発注工事	・第二屋内運動場電気設備等改修工事 ・第二屋内運動場上下水道設備改修工事 ・第二屋内運動場駐車場等改修工事
6.	注 意 事 項	
	(1)	本工事敷地内で隣接する別工事として第二屋内運動場改修工事を予定しているため、施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、材料、機材等の運搬の際には安全に十分配慮し工事を進めること。本工事と同時進行となるため、受注者と要調整のうえ、工程管理を行うこと。
	(2)	工事にあたり、近隣の住民等に工事について協力を依頼するとともに十分協議し、トラブルが発生しないよう留意すること。
	(3)	施工にあたり現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺には仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第 3 者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障を与えないよう十分注意すること。また、当工事現場の土砂等が近隣の住居等に吹込まないよう必要に応じ防砂対策を行うこと。施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。
	(4)	保険の期間については、工期プラス 1 ヶ月程度加入のこと。保険の種類は特記仕様書に記載されている。
	(5)	建退共に加入し契約締結後 1 ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。なお、工事契約後、必要枚数分の共済用紙を購入し原則として現物支給とすること。
	(6)	工事着手前に現場及び周辺の写真を撮り、工事中・竣工後に工事の影響で不具合が生じた場合は現状に回復すること。
	(7)	工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(8)	本工事における交通誘導員は、交通誘導員 A を配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。
	(9)	本工事の解体対象施設の内「第一屋内運動場」は令和 8 年 1 0 月現在、行政財産として共用中であるため、用途廃止手続きを行う予定としている。（令和 8 年 1 2 月予定） そのため、「第一屋内運動場」の解体は用途廃止手続きの完了後の着手とする。